

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～令和8年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする

男性職員・・・取得率を10%以上にする

女性職員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 令和6年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は制度の周知
- 令和7年1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：育休からの復職後の始業・終業時間の繰り上げ・繰り下げ制度

<対策>

- 令和6年1月～ 現場への状況確認及び対策検討
- 令和6年6月～ 制度としての周知・実施

目標3：クリニック休業日数増加による労働環境の向上

<対策>

- 令和6年1月～ 新規設定する休業日検討、その他影響等について検討開始
- 令和7年1月～ 開始にあたっての職員、取引先等関係者への周知

大宮シティクリニック

【R6.1 改訂】